名称	能美市敬老事業補助金交付要綱(抜粋)
目的	高齢者の外出意欲の増進と社会参加の推進につなげるため、町会・町内会が開催する敬老事業にかかる経費の一部を補助金として交付することに関し、必要な事項を定める。

## (交付基準)

## 1 交付先

補助は、敬老事業を開催した町会又は町内会(以下「町会等」という。)に対し、 予算の範囲内において行う。

# 2 対象事業

毎年4月1日から12月31日までの間に実施する敬老事業

# 3 対象者

敬老事業実施年度に満75歳以上となる者

## 4 補助限度額

①基本割と②人数割を合算した額

	対象者数により次の区分に応じて補助
	対象者数 金額
	1~50人 20,000円
	51~100人 25,000円
	101~150人 30,000円
	151~200人 35,000円
①基本割	201~250人 40,000円
	251~300人 45,000円
	301~350人 50,000円
	351~400人 55,000円
	401~450人 60,000円
	451~500人 65,000円
	501 人以上 70,000円
②人数割	敬老事業に参加した対象者の人数に1,000円を乗じた額

# 5 申請

補助金の申請は、事業実施後に町会等が行う。

### (事務担当)

この要綱に基づく補助金に関する事務は、健康福祉部福祉課(TEL:58-2230、場所:本庁舎1階)で担当する。

# 電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい 【URL】 https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u /offer/offerList\_detail?tempSeq=1183

※ 令和3年8月1日から施行